



誠馨会の 医師の働き方改革 への取り組み

医療法人社団誠馨会 理事長 景山雄介

誠馨会の概要

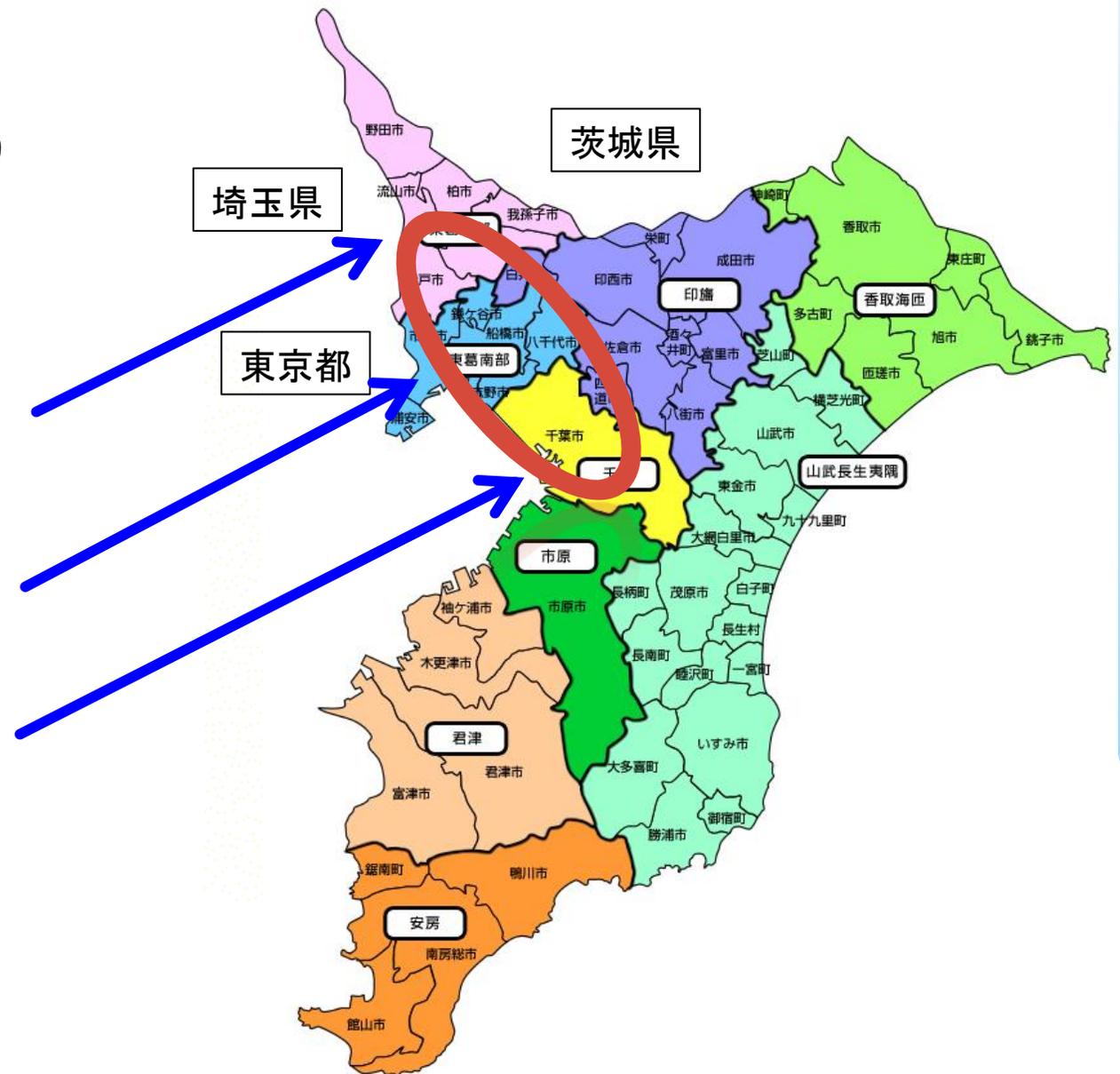
所在地

千葉県北西部

東葛北部医療圏

東葛南部医療圏

千葉医療圏



誠馨会グループ

- | | | | |
|-----------------------|-----|------------|-----|
| ・高度急性期＋急性期病院 | 2病院 | ・急性期＋回復期病院 | 2病院 |
| ・慢性期病院 | 1病院 | ・介護医療院 | 1施設 |
| ・訪問看護ステーション | 4施設 | ・クリニック | 3施設 |
| ・地域包括支援センター | 2施設 | | |
| ・その他(病理センター、看護専門学校など) | | | |

総許可病床数: 1,693床

医師数: 371人 看護職員数: 1,356人 (常勤換算数 2023年9月末現在)

誠馨会 グループ病院

新東京病院

430床



千葉県松戸市

千葉メディカルセンター

346床



千葉県千葉市

セコメディック病院

292床



千葉県船橋市

千葉中央メディカルセンター

272床



千葉県千葉市

総泉病院

353床



千葉県千葉市

誠馨会グループ病院 主要経営指標 (2023年度上期)

	新東京病院	千葉 メディカルセンター	セコメディック病院	千葉中央 メディカルセンター	総泉病院
	東葛北部医療圏	千葉医療圏	東葛南部医療圏	千葉医療圏	千葉医療圏
高度急性期	○	○			
急性期	○	○	○	○	
回復期			○	○	
慢性期					○
病床数	430床	346床	292床	272床	353床
病床稼働率	83.9%	77.1%	76.8%	86.6%	74.1%
新入院患者数 (月平均)	877	750	314	428	28
平均在院日数	11.6日	9.9日	18.9日	15.7日	303.9日
手術件数(月平均)	433	406	134	186	0
救急件数(月平均)	416	464	445	329	0
外来患者数 (一日平均)	986	855	531	562	30

医師の働き方改革

現状把握

2023年当初の医師の勤務実態

	新東京病院	千葉 メディカルセンター	セコメディック病院	千葉中央 メディカルセンター
常勤医師 (2023年1月末現在)	101名	90名	56名	64名
960時間 超の人数	<B水準>4名 <C-1水準>5名 <計>9名	<B水準>20名 <C-1水準>14名 <計>34名	<B水準>4名 <C-1水準>4名 <計>8名	<B水準>3名 <C-1水準>10名 <計>13名
診療科	<B水準> 心臓血管外科 1名 心臓内科 1名 消化器外科 2名 <C-1水準> 研修医 5名	<B水準> 消化器内科 2名 循環器内科 2名 心臓血管外科 5名 外科・消化器外科 4名 整形外科 3名 産婦人科 1名 脳神経外科 3名 <C-1水準> 研修医 14名	<B水準> 救急科 1名 内科 1名 健診科 1名 リハビリ科 1名 <C-1水準> 研修医 4名	<B水準> 糖尿病内科 /消化器内科兼務 1名 外科 2名 <C-1水準> 研修医 10名

課題

- 少数ではあるが時間外労働時間1860時間超
- 9時間の勤務間インターバルの確保が困難
- 連続勤務時間が、28時間超
- 時間外労働時間が、月100時間超



働き方改革に向けて対策が必要

医師の働き方改革 対策1

宿日直許可の取得

宿日直許可を取得する目的

1. 医師の長時間にわたる連続勤務の回避
(勤務間インターバルの確保)
2. 医師の総労働時間の短縮
(許可のある宿日直は労働時間に含まれない)
3. 非常勤医師派遣元からの要請への対応
(宿日直許可がないと派遣が困難)

宿日直状況

- 過去3ヶ月間の宿日直時の診療(救急)対応件数などを調査した。
- 各病院とともに、宿直医師ひとりが一晩に対応するのは数件程度であった。
- 特に深夜帯での対応件数は非常に少なかった。
- 地域当番日など例外あり。

医師への説明

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがなく、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、**労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外**とすることを定めている。

【申請から宿日直許可までの流れ】

① 労働基準監督署に、申請書及び添付書類を提出

② 労働基準監督官による実地調査

宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや、仮眠スペースの確認等を、実地で行い、申請時に提出された書類の内容が事実即したもののかの確認を行う。

③ ①②の結果、許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付される。

宿直勤務許可申請に伴うヒアリング協力をお願い

医師の働き方改革に伴い、宿直勤務許可を申請致します。
許可申請の実地調査では、労働基準監督署監督官が来院され、各科の先生方をランダムに1名選出し、宿直業務についてヒアリングを実施致します。
許可申請について、皆様のご意見をお聞かせください。

ヒアリング時に想定される質問

- Q. 17時30分から翌朝9時までの間は、どのように過ごされていますか？
- Q. 仮眠できていますか？
- Q. 今までの宿直時の対応件数、対応時間等を教えて下さい。

ところが

医師への労働基準監督官のヒアリング時

医師

救急要請の電話や病棟からの電話連絡が多く
ほとんど一睡もできない

労働基準
監督官

宿日直許可は出せない
早急に改善策を提示頂きたい

改善策(1)

- ①病棟からの電話相談を軽減する為、
各医師が受け持ち入院患者の事前指示を徹底する。
- ②病棟からの電話相談は、緊急時以外は
23時までには連絡、翌日8時以降に、まとめて連絡する。
- ③緊急手術等により、十分な睡眠時間が取れなかった場合は、翌日の日勤は、免除する。

改善策(2)

- ④23時～翌8時の時間帯は、初期研修医2年次が内科系・外科系宿直を兼ねた“救急当直医”とし、急患応需判断、電話対応などを行う。
- ⑤従来の内科系・外科系宿直医などは、“救急当直医”からの相談に応じる指導体制とする。

就業規則に明記し、院内に周知、徹底

宿日直許可の現状

	新東京病院	千葉 メディカル センター	セコメディック 病院	千葉中央 メディカル センター	総泉病院
申請状況	2023年10月 許可取得	2023年5月 許可取得	2023年11月 許可取得	2023年6月 許可取得	2021年2月 許可取得
対象診療科	内科系、外科系、 ICU、CCU、 SCU	内科系、外科系、 循環器内科、 心臓血管外科、 産婦人科、 脳神経外科	内科系、外科系、 脳神経外科、 救急科	内科系、外科系、 脳神経外科	全診療科
宿直	○	○	○	○	○
日直	×	×	×	×	○
初期研修医	×	×	○	○	該当なし
救急当番日	外科系のみ○	外科系のみ○	×	○	救急指定なし

宿日直許可の状況

	新東京病院	千葉 メディカル センター	セコメディック 病院	千葉中央 メディカル センター	総泉病院
宿直	内科系 23:00～翌8:00 外科系 23:00～翌8:00 ICU 22:30～翌7:30 CCU 22:30～翌7:30 SCU 22:30～翌7:30	全科 17:30～翌9:00 外科系当番日のみ 23:00～翌9:00	内科系 22:00～翌9:00 外科系 20:00～翌9:00 脳神経外科 21:00～翌9:00 救急科 24:00～翌9:00	全科 23:00～翌8:00	全科 17:30～翌8:30
日直	×	×	×	×	全科 8:30～17:30

医師の働き方改革 対策2

タスクシフト・タスクシェアによる
医師の労働時間の短縮

他職種とのタスクシフト・タスクシェア

- 医師事務作業補助者
- 看護師、特定行為研修修了看護師（NPを含む）
- 病棟薬剤師
- 臨床検査技師
- 診療放射線技師
- 臨床工学技士
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚師
- 視能訓練士
- 管理栄養士
- 救急救命士

特定行為研修修了看護師

●新東京病院	6名
●千葉メディカルセンター	3名
●セコメディック病院	1名
●総泉病院	1名
<hr/>	
合計	11名(内NP8名)

特定行為研修修了者等の活動実績

2023年4月-9月 新東京病院実施手技数

特定行為	Aライン挿入	20
	CV抜去	33
	PICC挿入	20
	一時的ペースメーカー抜去	10
	動脈血採血	8

その他：腹腔内ドレーン抜去、気切チューブ交換 等

医師の直接 指示のもと 実践	CV挿入	28
	スワンガンツカテーテル抜去	13
	バスキュラーアクセスカテーテル挿入	8
	抜管	19
	胃管挿入	4

その他：硬膜外カテーテル抜去、バスキュラーアクセスカテーテル抜去、挿管等

医師の働き方改革に関する 法人本部としての取組み

各病院共通の医師の働き方改革に関する規定の作成

<背景・課題>

- ・ 医師の働き方改革に関するルール作りが必要
- ・ 各病院の運用方針を尊重しており、規定がバラバラ

しかし、病院ごとに規定を作成するのは非効率

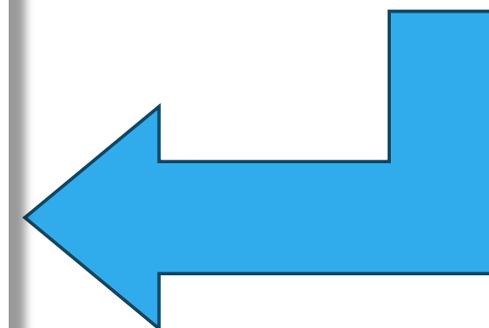
各病院共通の医師の働き方改革に関する規定の作成

医師の働き方改革に関する規程（案）

項目	(案)
－	<p>(目的)</p> <p>第〇条 本規程は、医師の適切な労働時間を確保することによって、医師の健康の保持と医療の質の向上を図ることを目的とする。</p>
1	<p>(労務管理責任者)</p> <p>第〇条 〇〇(職名)は、労務管理責任者として、本規程に関する労務管理（安全衛生及び労働時間管理等）をするため、労務管理に関する事務の統括部署に対して、指揮命令をする権限を行使する。</p>
2	<p>(労務管理に関する事務統括部署)</p> <p>第〇条 〇〇(事務部門の担当部署名)は、他の部署、職種、委員会等と連携し、本規程に関する労務管理（安全衛生及び労働時間管理等）の事務を統括処理する。</p>
3	<p>(医師の自己研鑽の労働時間該当性)</p> <p>第〇条 医師の自己研鑽に関しては、時間外労働時間に該当する業務と該当しない業務を別紙〇(時間外業務の当否について)に定める。</p> <p>2 医師は、超過勤務時間申請時に、前項に定める時間外労働に該当しない時間数を、併せて申請することとする。</p>



医師の労務管理等については、別に定める。



附随文書として
別に規程

各病院共通の医師の働き方改革に関する規定の作成

<対応の工夫>

- ・ どの病院でも利用できる よう一般的な規程
→ 個別事項は、病院ごとにカスタマイズ可
- ・ 就業規則の附随文書として規程を整備
→ 変更点の明確化
- ・ 医療労務管理アドバイザーからの助言、事前確認

法人理念

信頼と貢献



医療法人社団 誠馨会